

下有知ふれあいのまちづくり推進委員会会則

(目的)

第1条 本会は、地域住民の活動拠点となる関市下有知ふれあいセンター（以下「センター」という。）を利用し、自主的な活動を通じて豊かさと生きがいの感じられる地域社会をつくりあげていくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、下有知ふれあいのまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、センター内に置く。

(事業)

第4条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) センターの管理運営に関すること。
- (2) センターを有効に利用する自主的な活動の決定、実施に関すること。
- (3) 地域住民相互の情報交換、交流、親睦に関すること。
- (4) 他の地域との交流に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要なこと。

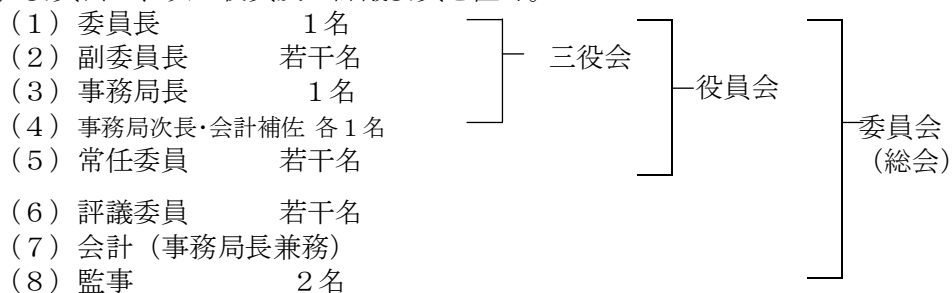
(組織)

第5条 委員会は、下有知地区内の社会教育関係団体、福祉関係団体、公共団体等の代表及び地域住民の代表の内から、第1条の目的に賛同する者で組織する。

(役員及び委員)

第6条

1, 委員会に、次の役員及び評議委員を置く。



2, 役員は、附則によって選出された候補者を、委員会の承認を得て決定する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときはその任務を代理する。また、活動部の部長を兼務する。
- (3) 事務局長・事務局次長は委員会の事務を総括する。
- (4) 常任委員は会務に参画する。また、活動部会に所属する。
- (5) 評議委員は会務に参画する。また、活動部会に所属する。
- (6) 会計・会計補佐は委員会の会計事務を担当する。
- (7) 監事は会計を監査する。

(任期)

第8条

- 1, 委員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 2, 増員又は欠員により選出された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、年度途中で充職を解かれた場合、当該年度内は任期を全うす

る。

(職員)

第9条

- 1, センターの管理運営に必要な委員会の事務を処理するため、委員会は管理事務職員を置くことができる。
- 2, 管理事務職員は、委員長が委嘱する。

(会議)

第10条

- 1, 会議は総会及び役員会（三役会を含む）とし、委員長がこれを招集する。
- 2, 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3, 会議は当該会議に出席すべき委員又は役員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(総会)

第11条

- 1, 総会の招集
 - (1) 委員長が毎事業年度1回通常総会を招集する。
 - (2) 役員会（三役会）が必要と認めたときは、議決を経て臨時総会を招集する。
- 2, 総会は、次の事項を審議して決定する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 会則及びセンターの利用要領の制定又は改廃に関すること。
 - (4) 役員の選任に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第12条 役員会（三役会を含む）は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事項に関すること。
- (2) 総会において決定された事項の運営に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(活動部会)

第13条 委員長は、地区住民の自主的な活動を推進するため、必要に応じて部会を設置し、部会担当責任者として会議を開くことができるものとする。

(顧問)

第14条 委員会に顧問を置くことができる。顧問は委員長が委嘱する。

(会計)

第15条

- 1, 委員会の経費は、管理受託金及び利用料金その他の収入をもって充てる。
- 2, 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この会則に定めるものの他、管理運営に関して必要な事項は別に定める。

附則 この会則は平成16年4月1日より施行する。

会則の一部[第6条の2項]を、平成18年4月1日に改正する。

会則の一部[第6条の1項及び第7条の(6)]を、平成20年4月1日に改正する。

会則の一部[第8条の2項]を平成23年4月1日に改正する。